平成２７年（フ）第２８８号
長崎県長崎市川上町23番12号
債務者　林　　千尋
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２９号
長崎県長崎市石神町34番18号　ロフティ石神204、旧住所長崎県長崎市下黒崎町1900番地２
債務者　武藤　智子
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１２号
北海道苫小牧市字美沢８番地の５
債務者　長沼弓美子
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第１４号
北海道苫小牧市字錦岡493番地の116
債務者　大林　信勝
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第１４号
青森県八戸市長者４丁目２番26号　市営住宅33
債務者　松橋まゆみ
1　決定年月日時　平成28年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第２３号
岩手県上閉伊郡大槌町大ケ口１丁目23番32号
債務者　佐藤　和義
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２８年（フ）第４１号
仙台市若林区大和町４丁目15番31号　ラッフィナート大和町101
債務者　山口かな子
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２２０号
茨城県かすみがうら市牛渡3276番地８、前住所宮城県仙台市太白区越路15番６号
債務者　早川　克美
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第２２４号
茨城県つくば市上郷7563番地67　つくばライフサポートセンター、前住所茨城県つくば市東光台１丁目１番地６　パークレジデンス201号
債務者　大塚　欣司
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第８５号
千葉県茂原市千町1677番地１
債務者　市原　春子
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２８年（フ）第２号
千葉県茂原市東郷1297番地２（エクサージュA101号室）
債務者　千葉　早苗（旧姓櫻田）
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２８年（フ）第７号
新潟市江南区亀田新明町２丁目３番15号
債務者　斎藤　瑞貴
1　決定年月日時　平成28年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９号
新潟市中央区寄居町342番地
債務者　斎藤　　弘
1　決定年月日時　平成28年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２号
長野県岡谷市川岸東３丁目16番11号
債務者　小林まゆみ（旧姓横川・池田）
1　決定年月日時　平成28年２月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２７年（フ）第３３号
愛知県清須市土田川田１番地４川田ビル302
債務者　**德**永　双葉
1　決定年月日時　平成28年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２８年（フ）第２２号
三重県津市垂水2670番地190
債務者　鈴木　志郎
1　決定年月日時　平成28年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１４号
大津市大平１丁目６番１―410号、前住所大津市大平１丁目６番２―410号
債務者　打樋　　勉（旧姓堀）
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
大津地方裁判所民事部